

船橋市防災協力農地登録制度運用基準

1. 登録農地の要件

- ①原則として市街化区域内農地であること。
- ②面積 300 m²以上であること。
- ③原則として平坦な畑であること。
- ④建物が建っていないこと。
- ⑤防災上有効である農地。

※市街化区域外であっても住宅密集地や幹線道路に隣接する等

2. 用途

①避難用地

市民が災害から生命、財産の安全を確保するため、一時的に避難する用地をいう。

②応急対策用地

災害発生直後の救急・救命活動、消火活動、道路啓開等の用地をいう。

③復旧対策用地

災害復旧に必要な用地をいう。

④仮設住宅建設用地

応急仮設住宅を建設する用地をいう。

3. 期間

防災協力農地の登録の期間は、登録をした日から2年を経過した日以後最初に到来する3月31日までとするが、登録者が登録を抹消する旨の届け出を行わないときは、期間満了毎に自動的に3年間登録を継続するものとする。

なお、適地と認められなくなったときはそのつど登録を抹消する。

4. 使用

- ①登録農地は、災害が発生した時、避難用地及び応急対策用地として、登録者の承諾を得ないで使用できるものとする。
- ②復旧対策用地及び仮設住宅建設用地として使用する農地については、登録時に承諾を得ていない場合は、使用の要請をすること。
- ③復旧対策用地及び仮設住宅建設用地として使用の承諾を得ている場合でも、事前に使用の通知をすること。
- ④関係部局は、使用した場合、使用の報告を提出すること。

5. 補償

- ①使用期間が3ヵ月未満の場合は、農業補償（千葉県農業災害による損失算定を参考とする）をする。
- ②使用期間が3ヵ月以上の場合は、農業補償に固定資産税、都市計画税相当額を月割計算し、使用月数分を加算し支払う。
- ③農業資材に被害が生じた場合は、別途考慮する。
- ④農作物が作付されていない場合は、耕運に係る費用を考慮する。
- ⑤使用期間、用途に係わらず返還に際し、土の入れ替えが必要な農地では、その費

用を補償する。

- ⑥土の入れ替えを実施し、農地として使用する時は、土壌の地力の低下及び生産物の品質の低下等の補償として、農業補償額を基準に1年目75%、2年目50%、3年目25%を限度に補償する。

なお、避難用地、応急対策用地等発生直後の一時使用については、使用実体の把握が困難であることから、登録者の申出により、現地調査の上補償する。

附 則

この要綱は、平成9年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。